

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**よしもとクリエイティブ・エージェンシー
インフルエンサーマーケティング事業を開始**

今や SNS を活用してマーケティングを行うのが当たり前の時代だ。アカウントさえ取得すれば、一個人がどんな有名企業や有名人ともコミュニケーションを図ることができる。その特徴を生かすことで従来は困難だったターゲットの絞り込みが可能となるため、SNS マーケティングは急速に発展してきた。そこに目をつけたのが、吉本興業傘下のよしもとクリエイティブ・エージェンシー。所属タレント約 6,000 人を活用したインフルエンサーマーケティング事業を開始すると発表した。同社のタレントは、SNS 界で絶大な影響力を持つ。写真・動画共有アプリ Instagram で日本一のフォロワー数を誇る渡辺直美を筆頭に、SNS フォロワー総数は Instagram

で 1,600 万人以上、Twitter では 4,000 万人以上にもものぼる。

他に代えがたいこのリソースをマネタイズさせようとする今回の取り組みは、ビジネスの観点から言えば王道。しかし、SNS マーケティングのあり方そのものを変えてしまう可能性もある。たとえ「#PR」といったハッシュタグを入れたとしても、広告だと認知されない恐れがあるからだ。消費者を欺くような事態が起これば、かつての「ステマ騒動」でブログが下火になったように、一気に SNS ブームが終焉することもあり得る。そうなれば、新たなマーケティングツールを探さなくてはならないわけで、よしもとが今後どのように動くのか、注視しておく必要があるだろう。

**中小企業も可能な申告期限の延長
ポイントは定時株主総会の招集時期**

2017 年度税制改正において法人税の確定申告書の提出期限が最大「6 ヶ月」まで延長できる見直しが行われるが、その要件の一つに「会計監査人を置いている場合」がある。「会計監査」というと大企業の話かと思いがちだが、監査を受けていない企業でも申告期限の延長の申請は行える。

確定申告の延長したい場合には、まず会社の定款を確認する必要がある。定款に「当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に召集する」などと定められていれば、申告期限の延長を申請できる。ポイントは、定時株主総会の招集時期が「2 ヶ月以内」ではなく「3 ヶ月以内」とされていることだ。会社法では、事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に定時株主総会を開けばよいと

されている。

法人税の申告期限は原則、事業年度終了後 2 ヶ月以内と定められているが、事業年度の終了から 3 ヶ月目に株主総会を行う企業の場合は、通常の申告期限までに法人税の額が確定しないケースがある。そこで、このような企業は「申告期限の延長の特例」の申請を行い、申告期限を 1 ヶ月延長して申告することができる。この特例を利用すれば、どの企業も申告期限を延長することが可能となる。

注意が必要なのは、申告期限の延長を行っても、納付の期限は 2 ヶ月のままであること。納付期限が過ぎてしまうと利子税がかかってしまうので、申告を終わらせる前に、納付すべき税金を概算して「見込納付（仮納付）」しておけばいい。